

## 第17期 第4回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和2年12月23日(水) 午後1時30分～午後2時20分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3. 出席農業委員 ( 8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4. 欠席農業委員 ( 0 名)

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 仲宗根 翔 主任主事: 大城 匠人

7. 議事録署名委員

8番 瀬長 輝男 委員 ・ 2番 上原 啓一 委員

8. 付議すべき案件

報告第 12 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 13 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 14 号 現況証明願について

報告第 15 号 農地法許可申請の取下げ願について

報告第 16 号 農地法許可の取消し願について

報告第 17 号 農地法届出受理の取消し願について

報告第	18	号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第	19	号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
議案第	10	号	時効取得を原因とする農地の権利移動又は設定の登記について
議案第	11	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	12	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
協議第	3	号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
協議第	4	号	農用地区域内の一部用途変更について

## 9. 会議の内容

議長

第 17 期豊見城市農業委員会第 4 回総会を開会いたします。

(午後 1 時 30 分) 開会

議長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日 1 日限りといたします。

本日の出席委員は 8 名中 8 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 8 番委員の瀬長輝男委員と第 2 番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査をお願いいたします。

これより報告案件に入ります。初めに報告第 12 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 2 ページをお開きください。

報告第 12 号「農地転用後の利用状況の報告について」

5 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので報告いたします。

以上です。

議長

ただいまの報告第 12 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

では次に報告第 13 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 13 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので報告いたします。

以上です。

議長 ただいまの報告第 13 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 14 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 6 ページ、7 ページをお開きください。  
報告第 14 号「現況証明願について」  
8 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。  
以上です。

議長 ただいまの報告第 14 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。  
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 15 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 9 ページをお開きください。  
報告第 15 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」  
2 件ございました。内容を確認の上、申請資料を返戻いたしましたのでご報告いたします。  
以上です。

議長 ただいまの報告第 15 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
ここも特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 16 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 11 ページをお開きください。  
報告第 16 号「農地法許可の取消し願について」  
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。  
以上です。

議長 ただいまの報告第 16 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 17 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 13 ページをお開きください。  
報告第 17 号「農地法届出受理の取消し願について」  
1 件ございました。事務局長専決により願出を受理いたしましたのでご報告いたします。  
以上です。

議長 ただいまの報告第 17 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。  
ここも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 では報告第 18 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 15 ページをお開きください。  
報告第 18 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」  
5 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。  
以上です。

議長 ただいまの報告第 18 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 19 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 17 ページをお開きください。  
報告第 19 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」  
5 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告  
いたします。  
以上です。

議長 ただいまの報告第 19 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手  
して質疑をお願いいたします。  
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に議案審議に入ります。  
議案第 10 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 10 号「時効取得を原因とする農地の権利移動または設定の登記につい  
て」説明します。議案書の 21 ページをお開きください。  
権利者は、  
義務者は、  
農地の所在は、豊見城市字嘉数 531 です。  
本件について聞き取りを行ったところ、は昭和 54 年 11 月 29 日、  
より本件不動産を買い受け、畑として耕作し続け、20 年を経過し、現  
在も継続しています。  
は、より相続にて本件不動産の所有権移転登記を受  
けた、本件不動産の現在の所有権登記名義人となります。  
は、  
に対し、令和 2 年 5 月 13 日、時効を援用し、  
所有権移転を行っております。  
事務局にて現場確認を行ったところ耕作が認められますので、時効取得の要件  
を満たしているものと考えられます。  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより審議に入ります。議案第 10 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

4 番委員 休憩お願いいたします。

議長 休憩します。

休憩 午後 1 時 41 分  
再開 午後 1 時 45 分

議長 再開します。  
質疑なしと認め、これより採決に移ります。  
議案第 10 号について、時効取得の要件を満たしていると認められることから、取得時効完成案件として沖縄県知事へ報告することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第 10 号については取得時効完成案件として沖縄県知事へ報告することに決定します。  
次に議案第 11 号について審議に移ります。  
「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、農地利用最適化推進委員も現場調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。

事務局 それでは議案第 11 号について説明いたします。議案書の 23 ページをお開きください。  
議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、4 件の申請がございました。  
整理番号 1 番につきまして、議案書の 25 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波当貴原 212 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われまます。  
次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 27 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字饒波山見原 649 番 1、650 番 1 につきましては、農地

法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ  
ます。

次に整理番号3番につきまして、議案書の29ページをお開きください。申請  
のありました豊見城市字瀬長舟無小原61番2、62番7につきましては、農地  
法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま  
す。

次に整理番号4番につきまして、議案書の31ページをお開きください。申請  
のありました豊見城市字翁長浜崎原848番11につきましては、農地法第3条  
第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま  
す。

なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利  
がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推  
進委員にて現地調査を行いました。調査結果について、比嘉委員から報告をお  
願いします。

比嘉推進委員

それでは現地調査の結果について報告します。

整理番号1番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利  
用していることを確認しました。

整理番号2番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利  
用していることを確認しました。

整理番号3番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利  
用していることを確認しました。

整理番号4番について、申請地はやや繁茂していますが、耕作可能であること、  
及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用していることを確認しまし  
た。

以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

これより審議に入ります。議案第11号については、1件ずつ審議をします。

初めに、整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手し  
てお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決に移ります。

整理番号1番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許  
可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

こちらも質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決に移ります。

整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定しました。

次に議案第 12 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて

議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 33 ページをお開きください。

議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、41 ページをお開きください。申請のあった土地は、座安中前原 163 番 2 及び 163 番 4。転用目的は共同住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、47 ページをお開きください。申請のあった土地は、渡橋名真和志原 106 番 1。転用目的は店舗。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、街路が網状に配置され相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。これまでは優良農地としてハウス栽培を行っていましたが、今年 6 月に本市農業振興地域整備計画の見直しにより農用地区域から除外され、現在はハウスの撤去作業が行われています。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 2 番の申請地は、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつ 500m 以内に 2 以上の教育施設等（ここでいうと座安小学校と座安幼稚園になります）が設置された農地です。最近までは雑草が繁茂して隣地にまではみ出していた状況でしたが、今は雑草が刈り取られ、隣地境界線上にはブロック塀が設置されています。敷地内排水等については、排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

議案第 12 号について、説明は以上です。

議長

事務局の議案説明が終わりました。議案第 12 号について、1 件ずつ審議をします。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。これより採決に移ります。

整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。よろしいですか。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 2 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に協議第 3 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

では、協議第 3 号についてご説明いたします。お手元の議案書の 48 ページから 52 ページをご覧くださいと思います。

協議第 3 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正についてでございます。この農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、農業委員会に関する法律第 7 条の規定に基づき、平成 29 年 11 月 28 日付、豊見城市公告第 87 号で制定されたものでございます。

49 ページをご覧ください。第 1 基本的な考え方の 14 行目のほうでございますけれども、こちらに「なお、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。」という文言がございます。今回去る 10 月に農業委員及び推進委員の改選がございましたので、検証・見直しを行った上で、幾つか修正する部分がありましたので、今回の改正案の提案となっております。

なお、農業委員会に関する法律第 7 条第 2 項において、農業委員会は、最適化の推進に関する指針の策定、または変更するときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとなっておりますので、去る 12 月 15 日に最適化推進委員 4 名の方と、この指針の改正案について協議を行いまして、この内容で農業委員会の総会に諮ってよい旨の了解を得ております。

それでは、改正案についてご説明いたします。49 ページの第 1 基本的な考え方については、変更はございません。

次に、第 2 具体的な目標と推進方法についてですが、49 ページから 50 ペー

ジをご覧ください。1 番目の遊休農地の発生防止・解消についてですが、読み上げて説明いたします。平成 29 年 11 月を起点として、単年度における遊休農地の発生防止及び解消について、「目標及びその達成に向けた活動計画」における活動を行い、目標の達成に向けてその実現に努めてきたところである。中間年を迎え、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に従い、3 年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に合わせ、最終年の目標に係る管内の農地面積をはじめ、遊休農地面積及び遊休農地の割合について、これまでの実績を踏まえて見直しを行った結果、以下のとおり修正する。これによって実績と目標の乖離を解消し、目標数値の適正化及び将来にわたりその実現を目指すものである。管内の農地面積、遊休農地面積、遊休農地の割合、これにつきましては、3 年後の目標、これは平成 32 年 3 月時点ですが、管内の農地面積が 491ha、遊休農地面積が 28.2ha、遊休農地の割合は 5.7%を見込んでおりましたが、今回の改正時の現況、令和 2 年 3 月時点を押さえておりますが、管内の農地面積が 307ha、遊休農地面積が 38.9ha、遊休農地の割合は 12.6%となっており、農地面積が 184ha の減、遊休農地面積が 10.7ha の増、遊休農地の割合は 6.9%の増となっております。このように現況を見る限り、遊休農地の解消がなかなか進まず増加しており、3 年間の目標が達成されていない状況でございます。

当初は、6 年間かけて遊休農地の 5 割解消達成を目標として掲げ、1 年間の遊休農地の解消面積は 3.2ha を目標としておりましたが、実際は 3 年間で 10.7ha、年間当たり 3.5ha 増加した計算になります。

よって、残り 3 年間で遊休農地面積 38.9ha の 5 割を解消するのはかなり厳しい状況となっており、3 年後の令和 5 年 3 月の当初目標の 5 割解消を下方修正して、3 割解消に変更する提案であります。

そこで、50 ページの目標（令和 5 年 3 月）を管内の農地面積 283ha、遊休農地面積が 27.1ha、遊休農地の割合 9.5%へ変更したいと考えております。

なお、年間当たりの解消目標面積は、（目標設定の考え方）の 3 行目から 4 行目にかけてありますとおり、年度ごとでは、令和 2 年度 3.2ha、令和 3 年度 4.3ha、令和 4 年度 4.3ha を解消目標面積としたいと考えております。3 年間の解消目標面積の合計は 11.8ha となり、遊休農地面積 38.9ha の 3 割に当たる計算となります。

次に（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法については変更なく、①から③に記載されている内容で引き続き取り組みたいと考えております。

次に 51 ページをご覧ください。2. 担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、利用面積につきましては、国の農林水産業地域の活力創造プランで定められている、令和 5 年度末までに、国内全農地面積の 80%を担い手農家に集積するという目標の半分を達成するものとして毎年度 5ha ずつ、担い手へ農地

の利用集積をしていきたいとの考えで当初の目標設定でしたが、管内の農地面積が数値の見直し等により減少したため、集積率は目標数億を 19.6 ポイント上回っておりますが、今後も引き続き毎年 5ha ずつ集積するものとして計算して、令和 5 年 3 月時点の目標数値を設定したいと考えております。

(2) の担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法については変更なく、51 ページから 52 ページにかけての①から④に記載されている内容で引き続き取り組みたいと考えております。

次に 52 ページをご覧ください。3. 新規参入の促進につきまして、(1) 新規参入の促進目標ですが、現況で個人の新規参入者が 57 人の目標に対して 48 人、法人の新規参入者が 5 法人の目標に対して 3 法人となっており、目標に達していませんので、今後 3 年間も当初の試算数値で推移するものとして、令和 5 年 3 月時点の目標数値は下方修正となりますので、個人の新規参入者数を 75 人から 66 人へ、新規参入取得面積を 23.3ha から 20.1ha へ修正します。法人の新規参入者数は 8 法人から 6 法人へ修正したいと考えております。

(2) の新規参入の促進に向けた具体的な推進方法については変更なく、①から④に記載された内容で引き続き進めたいと考えております。

以上で、協議第 3 号について説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

議長

協議第 3 号について事務局の説明が終わりました。

議案第 3 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

議長

はい、どうぞ。比嘉委員。

7 番委員

担い手への農地利用なんですけど、具体的に担い手というのは何歳から何歳とかあるんですか。

議長

休憩します。

休憩 午後 2 時 09 分

再開 午後 2 時 09 分

議長

再開します。

局長どうぞ。

事務局 お答えします。担い手に関して、年齢の制限はないものと認識しております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。ほかに。

(4 番委員挙手)

議長 はい、當間委員。

4 番委員 管内の農地面積なんですけれども、平成 29 年 3 月は 526ha で、現状が 307ha とあるんですが、これは何か計算方法が変わったか何かですか。

事務局 お答えします。当初は 526ha ということで、この数値については我々農業委員会のほうが利用状況調査とか、そういったのを過去から続けている中で積み上げてきた数字だったんですけれども、この指針に基づいて毎年度、6 年間に一度、各年度ごとの目標と結果の報告について、県を通して国とかに報告ものがあるんですけれども、その中で国のほうから指摘を受けまして、部局の、農林水産課のほうにまた農地面積を報告している数字があつて、これを使いなさいということがあつたので、百何 ha か減という形になっております。以上です。

4 番委員 約 4 割減っていますけど、例えば私たちなんか農地パトロールをしているものがあるじゃないですか。これは、その下の 307ha ですか。それとも 526ha ですか。

議長 休憩します。

休憩 午後 2 時 11 分

再開 午後 2 時 12 分

議長 再開します。

事務局 お答えします。我々が利用状況調査に基づいている畑に関しては、市内の全ての農地、耕作しているもの、それから休耕とか荒廃とか、そういったもの含ま

れていますのでその面積になっていて、この 307ha の根拠となっている農林水産課の面積については耕作している畑ということになりますので、この数字の差が出てきているということになっております。

以上です。

4 番委員

もう一回確認ですけど、遊休農地面積は別にかかれていますが 38.9ha ですね。この令和 2 年のもので聞きますけど、令和 2 年のやつで管内の農地面積が 307ha、遊休農地面積が 38.9ha、これに含まれないと言ったら荒廃農地と違反農地が、あと 200ha あるということですか。そんなにあるという覚えがないですけど。

議長

休憩します。

休憩 午後 2 時 13 分

再開 午後 2 時 14 分

議長

再開します。

事務局

お答えします。我々が利用状況調査等で積み上げている数字と部局の主管課がやっているこの農地の面積の根拠が、やはりちょっと違う部分がありますので、こういった差が出ていると。差し引いた数字が全て荒廃地とかというわけでは決してありません。

以上です。

4 番委員

分かりました。どうもありがとうございます。

議長

ほかにないでしょうか。これで採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

では協議第 3 号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第 3 号については、承認することに決定しました。

次に協議第 4 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは協議第 4 号について説明します。54 ページをご覧くださいと思います。

詳しい内容等については、主管課であります農林水産課のほうが説明いたしますので、よろしくお願いします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課の比嘉と申します。よろしくお願いします。

54 ページをお願いします。こちらが令和 2 年 12 月 3 日付で、農用地区域内の用途変更について申請がありました。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を聴くものであります。農振農用地に農業用倉庫、畜舎等の農業用施設を設置する場合は、農業用施設用地への用途区分の変更の申出が必要となっております。

今回については、申請者が[REDACTED]。申請場所が、字高嶺上深底原 124 番地。面積が、1,449 m<sup>2</sup>のうち 220.21 m<sup>2</sup>。目的が、集荷場、休憩所、駐車場、便所等となっております。

また、議案書 62 ページ、一番後ろのページになるんですけども、一応この奥にハウスがあって、その左、トラックが止まっている後ろのほうに倉庫があるんですが、これが以前から建っていて、農業施設用地への変更を申請されていなかったところでしたので、始末書のほうを提出していただいて、こちらも含めた新設の建てるものと含めた面積で 220.21 m<sup>2</sup>となっております。

今回の申請については、農業用施設用地に該当することと、周辺農地における農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと等を確認し、農林水産課としては適当であると考えておりますので、審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございます。協議第 4 号について説明が終わりました。

協議第 4 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

協議第 4 号については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異

議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、協議第4号については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。どうもありがとうございます。

農林水産課 ありがとうございます。

議長 はい、どうも。お疲れさまです。  
以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。  
委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただき、ありがとうございました。  
これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和2年12月23日(水)  
午後2時20分終了

議事録署名委員

会長

瀬長澄子



8番委員

瀬長輝男



2番委員

上原啓一

